

吹田市個人情報保護条例

制 定 平14. 3.29 条例 7
最近改正 平17. 3.31 条例11

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条）

第2節 自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求（第14条—第25条）

第3節 救済手続及び救済機関（第26条—第37条）

第3章 個人情報保護審議会（第38条）

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第39条—第41条）

第5章 雑則（第42条—第46条）

第6章 罰則（第47条—第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

(3) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。ただし、次に掲げる法人を除く。

ア 国

イ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

ウ 地方公共団体

エ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、修正、加工、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他実施機関が定める処理を除く。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関が管理しているものをいう。
- (7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

（実施機関の責務等）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱い（個人情報の収集、保管及び利用（第8条第1項に規定する目的外利用及び外部提供を含む。）をいう。以下同じ。）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努めることにより、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報の取扱いの一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、所掌する事務又は事業の目的達成に必要な範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の取扱いを行ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき又は吹田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、事務又は事業の執行上必要不可欠であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報の収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外のものから保有個人情報を収集したときは、その旨、収集目的等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をしたときは、第1項の規定による収集があったものとみなす。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 実施機関は、前条第1項本文に規定する収集目的以外に実施機関内若しくは実施機関相互において保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものに保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものの目的外利用をし、又は外部提供をすることが正当であると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 事務若しくは事業の執行又は市民の福祉の向上のため特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号から第6号までの規定に該当して個人情報の目的外利用をし、又は外部提供をしたときは、速やかに、その旨、その理由等を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、その必要がないと認めるときは、こ

の限りでない。

(届出等)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項に関し必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

(受託者に対する措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた事務（以下「受託事務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

3 受託者若しくは受託者であったもの又は受託事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

4 受託事務に従事している者が当該受託事務の範囲内で作成し、又は取得した文書、図画、写真又は電磁的記録に記録されている個人情報であって、当該受託事務に従事している者が組織的に利用するものとして受託者が保有しているものは、第6章に規定する罰則の適用については、保有個人情報とみなす。

(指定管理者に対する措置等)

第11条の2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、当該公の施設の管理に係る業務（以下「管理業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

3 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

4 管理業務に従事している者が当該管理業務の範囲内で作成し、又は取得した文書、図画、写真又は電磁的記録に記録されている個人情報であって、当該管理業務に従事している者が組織的に利用するものとして指定管理者が保有しているものは、第6章に規定する罰則の適用については、保有個人情報とみなす。

(電子計算機処理の制限)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。ただし、一時的又は試験的な個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。

2 実施機関は、第6条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報取扱事務について、電子計算機処理（前項ただし書に規定する電子計算機処理を除く。次条において同じ。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、前項に規定する個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を同項第2号に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行うに当たっては、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

第2節 自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が定める者は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 本人が死亡している場合にあっては、当該本人の遺族（当該遺族が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。）は、開示請求をすることができる。

4 前項に規定する遺族は、本人の配偶者、子又は父母とする。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、適当と認める者については、この限りでない。

（開示しないことができる自己情報）

第15条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。

(1) 法令等の規定により、開示することができないとされているもの

(2) 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの

(3) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）（当該者が法定代理人若しくは実施機関が定める者又は遺族であるときは、本人）以外の第三者に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの

(4) 市の機関、国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。第43条において同じ。）の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上開示することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務

イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業

ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるもの

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示請求者に対し、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

（自己情報の存否に関する情報の取扱い）

第17条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、第15条各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(訂正の請求)

第18条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報に事実の誤りがあるときは、当該実施機関に対し、自己情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(削除の請求)

第19条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報が第6条又は第7条第1項の規定に違反して当該実施機関により収集されたと認めるときは、当該実施機関に対し、その削除を請求することができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。

(中止の請求)

第20条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報が第8条第1項の規定に違反して当該実施機関により目的外利用又は外部提供をされ、又はされようとしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による中止の請求（以下「中止請求」という。）について準用する。

(開示等の請求手続)

第21条 第14条の規定による開示、第18条の規定による訂正、第19条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該開示等の請求に係る自己情報の本人、本人の法定代理人若しくは実施機関が定める者又は本人の遺族であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものを当該実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、自己情報の開示等の請求をしようとする者に対し、当該開示等の請求に係る自己情報の特定に必要な情報の提供に努めなければならない。

4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、自己情報の開示等の請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正の参

考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(自己情報の開示等の決定等、当該開示等の決定等の期限等)

第22条 実施機関（議会にあっては、議長。以下同じ。）は、自己情報の開示等の請求があったときは、当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。

2 前項の諾否の決定（以下「自己情報の開示等の決定等」という。）は、請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては30日以内にしなければならない。ただし、前条第4項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間をそれぞれ15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

5 前項の場合において、自己情報の開示等の請求に係る自己情報の開示等をしない旨（自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をすること、第17条の規定により開示請求を拒むこと及び当該自己情報が不存在であるため開示できないことを含む。）の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

6 第2項に規定する期間（第3項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が自己情報の開示等の決定等をしないときは、請求者は、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(自己情報の開示等の決定等の期限の特例)

第23条 自己情報の開示等の請求に係る公文書が著しく大量であるため、請求があった日から起算して、開示請求にあっては30日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては45日以内にそのすべてについて自己情報の開示等の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第3項の規定にかかわらず、実施機関は、それぞれの期間を更に15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。

2 請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る自己情報については、前条第6項の規定は、適用しない。

3 第1項に規定する延長後の期間内に、実施機関が自己情報の開示等の決定等をしないときは、請求者は、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)

第24条 実施機関は、自己情報の開示の決定等（以下「開示決定等」という。）をする場合において、当該開示決定等に係る自己情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第27条及び第28条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、自己情報の開示の決定（次項及び第28条において「開示決定」という。）をする場合において、開示請求に係る公文書に人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報に該当すると認められる第三者に関する情報が含まれている自己情報の開示をしようとするときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る自己情報が記録されている公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が当該機会に係る自己情報の開示に反対の意思を表示した書面（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該自己情報について開示決定をするときは、当該開示決定の日と自己情報の開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに自己情報の開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示等の実施）

第25条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し、当該自己情報の開示等をしなければならない。

2 自己情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をしたときは、速やかに、その旨及びその内容を請求者に通知しなければならない。

第3節 救済手続及び救済機関

（不服申立てがあった場合の手続）

第26条 実施機関は、自己情報の開示等の決定等に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該

当する場合を除き、遅滞なく、吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮問し、当該審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第27条 前条の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（第30条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第28条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の所掌事務）

第29条 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 第26条の不服申立てに対する決定又は裁決
- (2) 第41条第5項の規定による助言を求められた実施機関の当該助言

（審査会の調査権限）

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る公文書に記録されている自己情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）にその意見を記

載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第31条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第32条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 第30条第1項前段の規定により提示された公文書について閲覧（当該公文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をすること。

(2) 第30条第4項に規定する必要な調査をすること。

(3) 第31条第1項本文に規定する意見陳述を聴くこと。

(4) その他諮問に係る必要な事項

（提出意見書等の閲覧等）

第34条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第35条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第36条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

（個人情報苦情処理委員）

第37条 個人情報の取扱いに関する苦情の申出（以下この条において「苦情の申出」という。）について、公正かつ中立的な立場で簡易迅速な処理を行うため、本市に、吹田市個人情報苦情処理委員（以下この条において「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、実

施機関、事業者等に対し、説明又は資料の提出を求め、個人情報の保護に関し是正その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 3 苦情処理委員は、毎年度1回、苦情の申出の処理状況等について、市長に報告しなければならない。
- 4 苦情処理委員は、2人以内とする。
- 5 苦情処理委員は、個人情報の保護に関し知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 個人情報保護審議会

第38条 本市に、審議会を置く。

- 2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する基本的事項又は重要事項を調査審議し、答申するものとする。
- 3 審議会は、個人情報の保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、学識経験者、市議会議員、事業者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(説明又は資料の提出の要求)

第39条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(事業者に対する指導、勧告等)

第40条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止の指導をし、これに従わないときは、当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。

- 2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を陳述する機会を与え、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

(出資法人等の個人情報の保護)

第41条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人等の個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び写真並びに電磁的記録に含まれる自己情報の開示等について、自己情報の開示等の申出の手続、自己情報の開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、同項の規定による定め の整備、当該定め の適正な運用その他必要な事項の指導をしなければならない。
- 5 第3項の規定による指定を受けた出資法人等は、自己情報の開示等の申出に係る回答 に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めるこ とができる。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会 の意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(手数料等)

第42条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者は、公文書（第25条第3項に規定する複写したものを含む。）の写しの 交付（同条第2項に規定する実施機関が定める方法を含む。）により自己情報の開示を 受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 不服申立人又は参加人は、第34条第1項の規定による資料の写しの交付（同項に規 定する実施機関が定める方法を含む。）を受ける場合においては、当該写しの作成及び 送付に要する費用を負担しなければならない。

(国等との協力)

第43条 市長は、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に 協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(他の制度との調整)

第44条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集 められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集めら れた個人情報
- (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受け た統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するた

めに用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報

(4) 図書館その他の図書、資料、刊行物等(以下この号において「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 自己情報の開示、訂正又は削除について法令等(吹田市情報公開条例(平成14年吹田市条例第10号)を除く。)に定めがあるときは、その定めるところによる。

(運用状況の公表等)

第45条 市長は、毎年度1回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

2 市長は、毎年度1回、第37条第3項に規定する苦情の申出の処理状況等を公表しなければならない。

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託事務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第47条又は第48条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第51条 偽りその他不正の手段により、保有個人情報について、第14条の規定による開示、第18条の規定による訂正、第19条の規定による削除又は第20条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止の請求をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
(吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和56年吹田市条例第12号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に関する第9条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。
- 4 この条例の施行の際、現に第2項の規定による廃止前の吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条の規定により行われている個人情報の開示に係る手続又は旧条例第9条の規定により行われている個人情報の訂正若しくは削除に係る手続については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 議会が管理する公文書については、この条例の規定は、平成11年10月1日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

附 則 (平17. 3. 31条例 8)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(以下省略)

附 則 (平17. 3. 31条例11)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第46条の次に1章を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。